

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

※ 9月16日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトが問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
売上が前年から半減した方に	持続化給付金	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、給付金を支給します。 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の方、令和2年1月～3月に創業した事業者の方も、新たに対象となりました。（6月29日より） ・中堅・中小企業、小規模事業者：上限200万円 ・フリーランスを含む個人事業者：上限100万円	持続化給付金事業コールセンター （経済産業省） ※ 9月1日以降に新規申請される方 TEL 0120-279-292 ※ 8月31日までに申請された方 TEL 0120-115-570
地代・家賃の負担を軽減したい方に	家賃支援給付金	5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。 ・法人：最大600万円、個人事業者：最大300万円 ・申請期限 令和3年1月15日	家賃支援給付金コールセンター （経済産業省） TEL 0120-653-930
従業員の雇用の維持を図りたい方に	雇用調整助成金	事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置により、助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当などのうち最大10/10が助成されます。 ※新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置は12月末まで延長されます。 ※判定基礎期間の初日が6月30日以前の休業等に関する支給申請は9月30日まで。	神奈川労働局 神奈川助成金センター （厚生労働省） TEL 045-277-8815 雇用調整助成金コールセンター （厚生労働省） TEL 0120-60-3999
従業員に子どもがいる方に	小学校休業等対応助成金	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、労働者に有給の休暇を取得させた事業主に助成金が支給されます。 ・2月27日～3月31日に取得した休暇分について 日額8,330円（上限） 4月1日～9月30日に取得した休暇分について 日額15,000円（上限） ・申請期限 12月28日 ※対象となる休暇取得の適用期間を12月末まで延長予定です。	学校等休業助成金・支援金コールセンター （厚生労働省） TEL 0120-60-3999
フリーランスで子どものいる方に	小学校休業等対応支援金	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支援金が支給されます。 ・2月27日～3月31日の就業できなかった日について 日額4,100円（定額） 4月1日～9月30日の就業できなかった日について 日額7,500円（定額） ・申請期限 12月28日 ※対象となる期間を12月末まで延長予定です。	学校等休業助成金・支援金コールセンター （厚生労働省） TEL 0120-60-3999

商店街の方に	神奈川県商店街等再起支援事業費補助金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体などの感染症拡大防止又は再起を図るための事業を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限300万円 ・申請期限 9月28日（予算がなくなり次第締め切ります） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">受付を延長しました</div>	神奈川県産業労働局 中小企業部商業流通課 TEL 045-210-5612
農林漁業者の方に	農林漁業者のための経営継続補助金	<p>農林漁業を営む個人または法人（常時従業員20人以下）に補助します。</p> <p>①経営の継続に関する取組に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 3/4 上限額100万円（個人の場合） <p>②感染拡大防止の取組に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額 上限50万円（個人の場合） <p>※支援機関の支援を受けることなど、複数の要件あり。詳細は国のホームページでご確認ください。 ※2次募集受付は9月中旬から10月中旬（予定）。受付締切日は、各支援機関にご確認ください。</p>	農林水産省経営局経営政策課 TEL 03-6744-0576
小規模事業者の方に	小規模事業者支援一時金	<p>「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で50万円以上、500万円以下の融資を受けた小規模事業者に対し一時金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円 ・申請期限 令和3年3月5日（申込上限に達した場合は、申請期間締切前に終了となります） 	小規模事業者支援一時金コールセンター（委託先：公益財団法人横浜企業経営支援財団） TEL 045-225-3725
文化芸術活動・スポーツのプロフェッショナルの方に	文化芸術活動への緊急総合パッケージ	<p>芸術家・アスリート、スタッフおよび団体などを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20万円程度～150万円 ・申請期限 9月30日 	文化庁 コールセンターTEL 0120-620-147
観光・MICE関連事業者の方に	市内観光・MICE復興支援事業	<p>※事業者の皆様に対する直接的な支援ではありませんが、事業の実施を通して市内観光・MICEの復興を支援します。</p> <p>日帰り旅行商品などの企画・販売や、市内事業者と連携した集客促進事業を展開するとともに、特典クーポン発行などによる市内宿泊促進プロモーションを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者公募 7月、事業実施 8月～ 	文化観光局観光振興課 TEL 045-671-2589 FAX 045-663-6540
	MICE誘致・開催支援事業	<p>「新たな生活様式」に対応したMICE開催を進めている主催者に対して、開催経費や感染症対策経費等の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間 10月～令和3年3月 ・補助率 2/3（上限10,000千円） ・9月募集開始、10月交付開始（予定）。詳細は、お問い合わせください。 	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー TEL 045-221-2111

医療機関、福祉・障害施設の 従事者の方に	医療事業者への慰労金	<p>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関などに勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療を行った医療機関などの場合：20万円 ・上記以外の場合：10万円 <p>それ以外の病院、診療所などに勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5万円 ・申請期限 原則として12月28日まで 	<p>(制度全体について) 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター (厚生労働省) TEL 0120-786-577</p> <p>(個別の申請等に関する問合せ) 神奈川県慰労金・支援金 (医療) 専用ナビダイヤル TEL 0570-033-160</p>
	医療機関等における感染拡大防止等支援	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、医療機関・薬局等が院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院：200万円 + 5万円×病床数 ・有床診療所 (医科・歯科)：200万円 ・無床診療所 (医科・歯科)：100万円 ・薬局、訪問看護ステーション、助産所：70万円 	
	介護サービスを提供する方への慰労金	<p>新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員に対して慰労金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20万円 <p>それ以外の施設・事業所に勤務し利用者や接する職員に対して慰労金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5万円 ・申請期限 (最終受付締切予定) 令和3年2月末 	<p>(制度全体について) 新型コロナ緊急包括支援交付金(介護分) (厚生労働省) TEL 03-5253-1111(内線3807・3907)</p> <p>(個別の申請等に関する問合せ) 神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金 (介護・障害分) コールセンター TEL 0570-033-160</p>
	障害福祉サービスを提供する方への慰労金	<p>新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者や接する職員に対して慰労金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20万円 <p>それ以外の施設・事業所に勤務し利用者や接する職員に対して慰労金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5万円 ・申請期限 令和3年2月28日 (必着) 	<p>(制度全体について) 新型コロナ緊急包括支援交付金(障害分) (厚生労働省) TEL 03-5253-1111(内線7096・7097)</p> <p>(個別の申請等に関する問合せ) 神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金 (介護・障害分) コールセンター TEL 0570-033-160</p>

<p>救護施設の職員の方に</p>	<p>救護施設職員に対する慰労金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した救護施設に勤務し利用者と接する職員に慰労金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20万円 <p>それ以外の救護施設に勤務し利用者と接する職員に慰労金を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5万円 	<p>横浜市健康福祉局生活支援課 TEL 045-671-2404 FAX 045-641-0403</p>
<p>福祉関係施設・医療関係施設等の事業者の方に</p>	<p>福祉貸付事業・医療貸付事業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対して、無担保・無利子で新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行います。</p>	<p>独立行政法人 福祉医療機構 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル TEL 0120-343-862 医療貸付専用ご相談フリーダイヤル TEL 0120-343-863</p>
<p>テレワークを導入する事業者の方に</p>	<p>職場環境向上支援助成金</p>	<p>テレワーク導入にかかるシステム整備費や、専門家への相談委託料などを助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率1/2、上限30万円 ※新型コロナウイルス感染症特例申請は、助成率3/4、上限30万円 ・申請受付中 ※予算枠に達した時点で終了します 	<p>横浜市経済局経営・創業支援課 TEL 045-671-4236 FAX 045-664-4867</p>
<p>生産性向上等を図りたい方に</p>	<p>中小企業生産性革命推進事業</p>	<p>生産性向上や制度変更への対応に取り組む中小企業者が利用できる補助金で、以下の3つがあります。</p> <p>《ものづくり補助金》中小企業などが行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資などを支援します。</p> <p>《小規模事業者持続化補助金》小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組などを支援します。</p> <p>《IT導入補助金》中小企業などが行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得などの付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。</p>	<p>中小企業基盤整備機構企画部 生産性革命推進事業室 TEL 03-6459-0866</p>
<p>「新しい生活様式」に対応するための設備投資等を行いたい方に</p>	<p>中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業補助金</p>	<p>感染拡大防止や「新しい生活様式」へ対応するために、設備投資を行う市内中小企業に補助金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 設備・工事等の費用の90% ・補助額（上限） 中小企業30万円、個人事業主15万円 <p>事前エントリー受付期間 【第2回】10月12日10:00～10月16日17:00 【第3回】10月19日10:00～10月30日17:00</p> <p>※事前エントリーは、第1回（8月）～第3回を通して1度しかできません。</p>	<p style="text-align: center;">再募集予定</p> <p>中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業補助金コールセンター TEL 045-211-4493</p>
<p>非対面型ビジネスモデルの構築や生産設備の導入等を行いたい方に</p>	<p>神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等を対象に、非対面型ビジネスモデル構築・感染症拡大防止、ITサービス導入又は生産設備等導入に取り組む費用の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の3/4以内 ・申請期限 10月30日（非対面型ビジネスモデル構築事業、感染症拡大防止事業は12月4日） 	<p>神奈川県感染症対策補助金班 TEL 070-1187-0382</p> <p>※上記以外にもお問合せ先あり。 詳細はウェブサイトを確認を</p>

資金繰りのため融資を受けた い方に	横浜市新型コロナウイルス感染症 対応資金（実質無利子融資） <small>※セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか の認定を取得された事業者が対象</small>	国の制度に基づく融資限度額4,000万円の当初3年間実質無利子の融資メニューです。		
	新型コロナウイルス感染症緊急特別資金 （売上15%以上減少型・別枠プラス） <small>※危機関連保証の認定を取得された事業者が対象</small>	新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月間の売上高などが前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同期比で15%以上減少することが見込まれる事業者が対象です。 <small>※10月30日の横浜市信用保証協会による保証申込受付をもって、終了となります（横浜市信用保証協会による受付の前に、金融機関での審査が必要となりますので、お取引のある又は最寄りの金融機関へ、余裕をもってお申し込みください）。</small>		
	新型コロナウイルス感染症対策特別資金 （売上20%以上減少型） <small>※セーフティネット保証4号の認定を取得された事業者が対象</small>	新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月間の売上高などが前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同期比で20%以上減少することが見込まれる事業者が対象です。 <small>※10月30日の横浜市信用保証協会による保証申込受付をもって、終了となります（横浜市信用保証協会による受付の前に、金融機関での審査が必要となりますので、お取引のある又は最寄りの金融機関へ、余裕をもってお申し込みください）。</small>	横浜市経済局金融課 TEL 045-671-2592 FAX 045-664-4867	※融資のお申込みについては金融機関へお問い合わせください。
	新型コロナウイルス感染症対策特別資金 （売上5%以上減少型） <small>※セーフティネット保証5号の認定を取得された事業者が対象</small>	国が指定する業況の悪化している業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高などが前年同期比で5%以上減少している事業者が対象です。 <small>※10月30日の横浜市信用保証協会による保証申込受付をもって、終了となります（横浜市信用保証協会による受付の前に、金融機関での審査が必要となりますので、お取引のある又は最寄りの金融機関へ、余裕をもってお申し込みください）。</small>		
	経済変動対応資金 （新型コロナウイルス）	最近1か月の純売上高や売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している事業者が対象です。		
	日本政策金融公庫の融資	一時的に業況悪化をきしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。		日本政策金融公庫各支店
資金繰りのため融資を受けた い方に	商工中金の融資	資金繰りに支障をきたしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。		商工中金各支店
	税証明書発行手数料の減免	新型コロナウイルス感染症にかかる融資や貸付、各種支援制度などの手続きに使用する目的で申請された税証明書の発行手数料を無料とします。		各区役所税務課

税金の申告・納付が困難な方に	事業所税の申告・納付期限の個別延長	本来の期限までに申告することが困難な場合、事業所税の申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	横浜市財政局法人課税課 TEL 045-671-4491 FAX 045-210-0481
	法人市民税の申告・納付期限の個別延長	本来の期限までに申告することが困難な場合、法人市民税の申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	横浜市財政局法人課税課 TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481
	国税の申告・納付期限の延長	法人税や消費税などを期限内に申告することが困難な方は、申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	各税務署
	徴収猶予（特例）	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、市税の納税が困難な方は、猶予を受けられることがあります。 ※ 申請期限は、納期限までとなります。	各区役所税務課収納担当 ※横浜市外所在の特別徴収義務者の方は、横浜市財政局納税管理課（滞納整理担当）045-671-3764 ※県税については各県税事務所へ ※国税については国税局猶予相談センター（東京国税局）0120-948-271
	固定資産税等の税制措置	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少がある場合、固定資産税等の軽減措置が受けられる場合があります。 ・申告期限 令和3年2月1日	横浜市財政局固定資産税課 TEL 045-671-2260、2286 FAX 045-641-2775
社会保険料の支払いが困難な方に	厚生年金保険料などの納付猶予	厚生年金保険料などの納付が困難な場合は、猶予を受けられることがあります。	各年金事務所

公共料金などの支払いが困難な方に	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	収入が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	横浜市水道局お客さまサービスセンター (水道料金及び下水道料金とあわせて請求している下水道使用料) TEL 045-847-6262 FAX 045-848-4281 横浜市環境創造局経理経営課(井戸水に係る下水道使用料など、環境創造局で請求している下水道使用料) TEL 045-671-2826 FAX 045-663-0132
	電気・ガス料金の支払い猶予	電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
	通信料金の支払い猶予	通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
	勤労者福祉共済掛金の猶予	掛金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	横浜市経済局雇用労働課 TEL 045-671-2343 FAX 045-664-9188
市民公益活動を行う方に	市民公益活動緊急支援事業	市民の暮らしを支える地域の居場所づくりや高齢者の見守り、子ども食堂や親子サポートなど、公益性の高い活動を行う団体の活動の継続と今後の回復期を見据えた新たな事業展開を支援する助成金を交付します。 ・Aコース(市民公益活動を行う団体向け) : 対象事業経費の9/10、上限30万円 ・Bコース(中間支援組織向け) : 対象事業経費の9/10、上限100万円 ・申込期限 10月1日、申請書送付期限 10月12日	横浜市市民協働推進センター TEL 045-671-4732 FAX 045-223-2888

2次募集を開始しました

◆相談先一覧

資金繰りや経営安定に関する相談	横浜市経済局金融課相談認定係 TEL 045-662-6631 FAX 045-651-3518
経営全般に関する相談	公益財団法人横浜企業経営支援財団 TEL 045-225-3711
信用保証に関する相談	横浜市信用保証協会 TEL 045-662-6623
労働に関する相談	かながわ労働センター コロナ労働相談専用ダイヤル（コロナ労働相談110番） TEL 045-662-8110
文化芸術活動に関する相談	文化芸術創造都市横浜・臨時相談センター（横浜市芸術文化振興財団内）
NPO法人の運営・活動に関する相談	横浜市民協働推進センター TEL 045-671-4732 FAX 045-233-2888
自治会町内会活動に関する相談	横浜市民政局地域活動推進課 ・ 各区地域振興課 TEL 045-671-2317 FAX 045-664-0734

飲食店経営者の皆さまへ「テイクアウト&デリバリー横浜」のご案内

テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（宅配・配達）を行う市内飲食店をPRします。「テイクアウト&デリバリー横浜」のサイトより情報登録をお願いいたします。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/covid-19/takeout-delivery/takeout.html>

※国の支援策、相談窓口については、首相官邸のサイトをご確認ください。

※県の支援策、相談窓口については、神奈川県のサイトをご確認ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-inq